

亀山市歴史的風致維持向上計画【第2期】（案）に対する市議会からの意見とその対応

頁	項 目	意 見	市の考え方
133	<p>第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 2)</p> <p>歴史的風致の維持及び向上に関する課題 (1) 東海道及び沿道環境に関する課題</p>	<p>関宿・東海道の散策できる環境を整えるためにも、東海道の町並みに駐車が多い）</p>	<p>本計画では東海道及び沿道環境に関する方針として、「市民や来訪者が安全・安心に歩ける道路整備を推進する」こととしており、計画期間内に実施予定の事業として、東海道と並行する一部区間において、生活道路を改良・新設し、地域住民が利用する生活道路と来訪者が散策する東海道を区分することで、地域住民の住環境の維持向上や来訪者の利便性向上を図ることとしております。（P.190参照）</p> <p>その他の並行区間につきましては、実施時期、手法等、今後検討してまいります。</p>
211	<p>第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 1)</p> <p>歴史的風致形成建造物の管理の指針における基本的な考え方</p>	<p>個人所有の文化財に対する相談体制やサポートの内容を具体的に示すべきである。所有者がご健在のうちにアプローチをかけた方がよい。</p>	<p>本計画において、個人所有の文化財については、相談窓口の充実を図り個別の案件ごとに検討・対応を行っていく旨を記載（P.211）しており、窓口でのご相談内容に応じてサポートいたします。</p> <p>また、所有者へのアプローチについては、積極的に対応できる体制の整備を行っていく旨を併せて記載しており、手法等とともに、今後検討してまいります。</p>